者負担軽減制度社会福祉法人などによる利用

介護保険課 介護保険係【問合せ・申込み】

☎773 - 6675

度です。サービスの利用者負担を軽減する制社会福祉法人などによる介護保険低所得で生活が困難な人に対し、

にご相談ください。軽減を希望する人は、介護保険課

られる人 要件を満たし、生計が困難と認めの年間収入、預貯金、扶養などのが象者 市民税非課税世帯で、世帯

軽減割合

- ・介護保険サービスの利用者負担額、
- 費100%・生活保護の受給者は居住費・滞在

対象サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・短期入所(ショートステイ)・通所介護(デイサービス)
- **寺川を獲さしたーなし近**
- 特別養護老人ホーム入所
- 含む 通所介護)・介護予防サービスも ※総合事業(従前相当の訪問介護・

対象の社会福祉法人など

• 南魚沼市社会福祉協議会(訪問介

部事業所)

- ルプセンターなど) 園、ゆのさと園、つむぎホームへ南魚沼福祉会(みなみ園、まいこ
- 石打福祉会 (百花園)
- デイサービスつばき園) 若葉会(デイサービスゆきつばき、
- (八色園) 魚沼地域特別養護老人ホーム組合
- 楽部つどいなど) 苗場福祉会(こころの杜、健康倶
- 遊楽園)
- 曙会(坂戸楽生園)
- 八海福祉会(雪椿の里)
- イサービス、鈴懸おはようヘルプ)・桐鈴会(グループホーム桐の花デ

制度障がい者のための医療費助成

福祉課 障がい福祉係【問合せ・申込み】

FAX773 - 6723 **公**773 - 6667 社課 障がい福祉係

自立支援医療費(更生医療)

の一部を公費で負担します。いの除去または軽減に必要な医療費活動への参加促進を図るため、障が

身体障害者手帳の交付を受けてい

申請に必要なものる18歳以上の人

書など障害者手帳、保険証、印鑑、申請医師の意見書(指定様式)、身体

自立支援医療費(育成医療)

身体障がい児などの日常生活能力身体障がい児などの日常生活能力

対象者

を残すと認められる18歳未満の児童存する疾患を放置すると将来障がい身体に障がいがあるか、または現

申請に必要なもの

印鑑、申請書など医師の意見書(指定様式)、保険証、

自立支援医療費 (精神通院医療)

費で負担します。院している人に、医療費の一部を公院している人に、医療費の一部を公

XX 家者

あると認められた人通院による治療が継続的に必要で

申請に必要なもの

印鑑、申請書など医師の診断書(指定様式)、保険証、

重度心身障害者医療費助成制度

(県障)

部を助成します。 医療機関で支払う自己負担分の

次 多 者

があります。) 級の交付を受けている人(所得制限手帳A、精神障害者保健福祉手帳1

申請に必要なもの

手帳、印鑑、保険証など

精神障がい者への入院医療費助成

します。
支払った人に、医療費の一部を助成精神疾患により入院して医療費を

対象者

※次のいずれかに該当する人は、対とする障害年金を受給している人とする障害年金を受給している人とする障害年金を受給している人とするにある人、精神疾患を支給事由

- ・生活保護世帯の人
- ・一定の所得額を超える世帯の人
- ・県障の受給者のうち、標準負担額

申請に必要なもの

祉手帳、年金証書保険証、印鑑、精神障害者保健福